

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 福祉保健課	中尾 美恵子
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、障害福祉課	
事業群名	① 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額	9,976,338

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テュンヂ&チュンヂ2025 本文)		(取組項目)								
高齢者や障害者等の要配慮者に対する災害時の避難支援対策を推進します。また、生活困窮者に対しては、相談支援体制を整備し自立促進を図るとともに、民間団体等と連携しながら自殺者の減少を目指します。さらに、関係機関や団体と連携して依存症問題の対策に取り組むとともに、ひきこもりを対象とした相談支援体制も整備します。		i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備 ii) 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築 iii) 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進 iv) 関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進 v) ひきこもりを対象とした、8050問題も含めた相談支援体制の整備								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	避難行動要支援者の個別支援計画策定済み率(累計)	目標値①	36%	58%	80%	100%		100% (R6)		個別避難計画作成については、市町避難行動要支援者担当課長等会議を開催し県内の進捗状況や課題の共有等を行ったところ、R3.5.1現在、計画の「全部策定」は1市町(4.8%)、「一部策定」は12市町(57.1%)となっている。 また、避難計画策定済み人数は、10,110人(14.8%) (R2.4.1)から10,717人(16.7%) (R3.5.1)へ増加した。 引き続き、災害対策基本法等の改正による個別避難計画作成の努力義務化を踏まえ、R3年度実施のモデル事業の取組や先進事例などの紹介、情報共有を図りながら、市町に対し継続的な働きかけを行い、まずは優先度の高い要支援者を重点的に同計画の策定を推進していく。
		実績値②	14% (R元)							
達成率②/①								—		

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等		
				R元実績	R2実績	R3計画		うち一般財源	人件費(参考)	R元目標		R元実績	達成率
取組項目 i	○	1	こころの緊急支援対策システム整備事業	1,400	700	0	事件・事故や災害等の緊急時には、対応の遅れが致命的となることが多い。 CRTについては、平時よりこころのケアを行う専門家チームを結成しておき、教育委員会や学校からの要請に基づいて、緊急に現地派遣できる体制を整備している。令和2年度においては、学校からの要請はあったがCRT派遣までは至らなかった。 DPATについては、平成28年度の熊本地震派遣を経て、緊急時に現地への派遣ができる体制を図っている。令和2年度ではDPATの派遣実績あり。	【活動指標】	3	2	67%	●事業の成果 ・CRTについては令和2年度は出勤実績なし。運営委員会、研修会等を開催し、緊急時、迅速な対応ができるような体制を整備している。 ・DPATについては令和2年度3件の出勤実績あり。 国主催の訓練はオンラインとなり参加できた。県内で予定していた訓練は新型コロナウイルスの影響で中止となった。	
				585	293	0			研修会開催回数(回)	3	2		67%
				1,565	783	0			【成果指標】	30	42		140%
			H17-			こころの緊急支援チーム登録員数(人)		40	53	132%			
			障害福祉課	○	—	—	県内の小・中・高・ろう・盲・特別支援学校						

取組項目 ii	○ 2	生活困窮者自立支援事業	55,771	13,892	3,181	<ul style="list-style-type: none"> ・県の福祉事務所が所管する7町において、生活困窮者の相談に応じ、アセスメント(困窮の背景・要因を分析し、課題の解決の方向性を見定めること)を実施して個々人のニーズに応じた自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげた。各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行った。 ・生活困窮及び生活保護世帯の子ども(小・中学生、高校生)に対し学習支援を実施した。(西彼地区、東彼地区、北松地区で実施) 	【活動指標】	105	81	77%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・生活困窮者からの相談に応じ、適切な自立支援計画を作成し、必要なサービス提供を行うとともに、関係機関への同行訪問や支援調整会議により関係機関との連携を図った。 ・コロナ禍では就労・増収を目標とした支援が難しくなったことから活動指標は、昨年度と比較して減少した。
			63,509	22,544	2,564		就労支援対象者数(人)	105	45	43%	
			62,519	17,308	2,615		【成果指標】	60	54	90%	
		生活困窮者自立支援法 第5.6.7条			就労・増収率(%)	60	44	73%			
		H27-		○	—	—	生活困窮者及び被保護者		75		
		福祉保健課		○	—	—					
	3	被保護世帯自立推進事業	44,930	30,297	5,965	<ul style="list-style-type: none"> ・就労可能な被保護者に対し、福祉事務所の自立支援プログラムによる支援(ハローワークと連携した就労支援、就労支援員による就労支援を含む)を行い、就職等により自立を図った。 ・頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。 ・診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報等を、福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。 	【活動指標】	109	105	96%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・これまでの各種就労支援の取組により一定数が就労自立し、被保護世帯自体も減少する中であって、就労支援を行う就労可能な被保護者数が減少傾向にある。 ・有効求人倍率の低下や、新型コロナウイルス感染症の影響なども加わり、就労による自立が前年度から低下したが、保護受給期間の長期化や高齢化により就労が困難な被保護者が増加する中で、一定数、新規就労を開始しており、自立促進につながっている。
			45,039	30,831	5,868		就労支援を行う就労可能な被保護者数(人)	109	78	72%	
			46,371	30,633	5,889		【成果指標】	52	32	62%	
		生活保護法 第55条の7			就労により自立した世帯数(世帯)	52	11	21%			
		H17-		○	○	—	被保護者		50		
		福祉保健課		○	○	—					
	4	生活保護措置費	2,426,107	787,539	5,170	生活困窮者に対し生活保護法に基づき必要な保護を実施し最低生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を実施した。	【活動指標】	数値目標なし	2,426,107	—	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・生活保護の開始申請に対しては、特別な場合を除き、法定期間内に保護の決定を行った。 ・保護受給中には、傷病者、稼働能力がある者、子どもを抱えている世帯等、対象毎に援助方針を設定し、ケースワーカーや医療扶助相談・指導員等による自立に向けた支援を行った。
			2,352,177	770,844	5,085		生活保護措置費(千円)	数値目標なし	2,352,177	—	
			2,456,343	791,835	5,104		【成果指標】	数値目標なし	1,078	—	
		生活保護法 第73条及び第75条			生活保護世帯数(世帯)	数値目標なし	1,057	—			
		S25-		○	○	—	被保護者				
		福祉保健課		○	○	—					
	5	民生委員費	145,734	144,399	3,181	民生委員・児童委員の適格者を確保するとともに、円滑な民間社会福祉活動の推進を図った。	【活動指標】	120	131	109%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、民生委員・児童委員に求められる活動内容も多様化しており活動日数は目標を達成した。年間相談・支援件数は、制度の周知不足やコロナ禍で相談支援等が難しくなったこともあり、昨年度より若干下回り目標には届かなかった。
			136,879	136,470	3,129		民生委員・児童委員の活動日数(日)	120	120	100%	
			143,376	141,872	3,141		【成果指標】	60	39	65%	
		民生委員法 第26条			民生委員・児童委員の年間相談・支援件数(件)	60	38	63%			
		S41-		○	—	—	県民全般、特に高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者等		60		
		福祉保健課		○	—	—					
	6	生活福祉資金貸付事業費	372,872	9,595	2,386	低所得者や高齢等世帯が、経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行った。また、特例措置として対象に追加された新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯に対しても迅速な貸付と必要な相談支援を行った。	【活動指標】	608	446	73%	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯等に対する特例貸付の創設により、貸付件数が増加したが、生活困窮者自立支援法の各事業と連携することで、必要な相談支援ができた。 ・償還率は目標を達成できており、低所得者等の自立支援や生活意欲の助長促進に寄与している。
			4,999,365	9,433	2,347		資金貸付件数(件)	数値目標なし	14,592	98%	
			4,613,783	9,433	2,355		【成果指標】	82	83	101%	
		S30-			貸付金償還率(%)	83	83	100%			
	福祉保健課		—	—	—	低所得、高齢、障害、失業者世帯		83			
7	新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費	/	/	/	新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への支援の強化が求められる中、特に対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため電話やSNS・メール等による遠隔相談の対応などについて、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行い、現下の情勢における必要な支援を実施する。	【活動指標】	/	/	/	—	
		71,158	13,204	12,779		就労支援対象者数(人)	105	/	/		
	(R3新規)R3-	/	/	/	【成果指標】	/	/	/			
	福祉保健課		—	—	—	生活困窮者及び被保護者		75			
	福祉保健課		—	—	—						

取組項目 iii	○	8	自殺総合対策強化事業	24,835	7,518	47,724	平成29年度に策定した「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」(H29～H33)に基づき、民間を含むさまざまな関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携協力して、相談・支援体制の整備・充実や普及啓発の強化等をはじめとした総合的な自殺対策を推進した。また、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら相談対応を実施できるよう民間団体に対して補助を行った。	【活動指標】	—	10,803	—	●事業の成果 ・「長崎県自殺総合対策5カ年計画」に基づく、総合的な自殺対策の推進。 ・地域自殺対策強化交付金を活用した自殺対策の強化。 自殺者数推移 目標値 実績値 平成29年: — 214人 平成30年: 193人 207人 令和元年: 189人 189人 令和2年: 184人 183人 令和3年: 180人	
				22,064	10,207	46,944		長崎いのちの電話相談対応件数(件)	—	9,400	—		
				22,802	5,673	47,118		自殺対策基本法 第3条	【成果指標】	189以下	189		100%
				H19- 障害福祉課				○	—	—	一般県民・自殺対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等		自殺者数(人)
取組項目 iv	○	9	依存症対策総合支援事業	5,988	2,995	19,885	依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図った。 ①依存症対策ネットワーク協議会・専門部会の開催 ②依存症専門相談支援(依存症専門相談員の配置) ③依存症専門医療機関の明確化(専門医療機関3、治療拠点機関1の選定) ④依存症関係者研修会の開催 ⑤回復支援 ⑥民間団体活動支援 ⑦普及啓発・情報提供 ⑧予防教育啓発事業(調査研究)	【活動指標】	199	375	188%	●事業の成果 ・相談支援体制の整備、充実を図るため、R2年度は、センター主催と保健所単位での研修会を開催し、依存に関する問題に対応できる人材を育成することができた。 依存症相談体制の整備 相談者数推移 目標値 実績値 H29年度 — 1,229人 H30年度 1,229人 1,484人 R1年度 1,484人 1,472人 R2年度 1,484人 1,476人	
				12,957	6,482	32,861		研修会参加者数(人)	375	402	107%		
				16,345	8,173	32,983		ギャンブル等依存症対策基本法 第6条 アルコール健康障害対策基本法 第5条	【成果指標】	1,484	1,472		99%
				H30- 障害福祉課				○	—	—	一般県民、依存症患者及び家族、依存症対策に関する関係者・民間を含めた関係機関・団体等		依存症に関する相談件数(延件数)
取組項目 v	○	10	指定難病対策費	2,286,937	1,172,289	47,724	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図った。	【活動指標】	数値目標なし	12,450	—	●事業の成果 ・難病患者に対する医療費の助成を行い、療養生活に係る負担の軽減や、良質な医療の確保に寄与した。 ・医療受給者証申請手続等の機会を通じて在宅の難病患者で支援を必要とする者の把握に努め、適切な在宅療養支援へとつなげた。	
				2,332,166	1,194,695	31,296		指定難病認定件数(件)	数値目標なし	13,293	—		
				2,474,115	1,256,153	31,412		難病の患者に対する医療等に関する法律 第5条	【成果指標】	—	—		—
				H27- 国保・健康増進課				○	○	—	難病患者		—
取組項目 v	○	11	難病特別対策推進事業	11,491	5,746	3,182	難病患者やその家族等に対し相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行った。	【活動指標】	1,600	1,059	66%	●事業の成果 ・難病患者や家族等の相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う拠点施設として療養上の悩み、不安解消等の支援や就労支援に寄与した。 ・新型コロナウイルス感染症により、難病カフェ等のイベント中止、医療費助成の有効期間の自動延長など、相談件数の減少に影響を及ぼした。	
				11,597	5,799	3,130		難病相談・支援センターでの各種相談件数(件)	1,600	812	50%		
				11,597	5,799	3,141		難病の患者に対する医療等に関する法律 第28.29条	【成果指標】	20	14		70%
				H18- 国保・健康増進課				○	—	○	難病患者・家族		難病相談・支援センターの支援により就労した人数(人)

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>こころのケアを行う専門家チーム(CRT)は、令和2年度2件の派遣要請があったが、CRTの派遣までには至らなかった。緊急時、迅速な対応ができるよう、こころの緊急支援チーム運営委員会を設置し、チーム員の登録審査、活動の評価、研修等を実施。</p> <p>災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した病院等に3件出動した。平成29年度に設置要綱や活動要領を定め、平成30年には運営委員会を設置した。令和2年度は、携帯型のプリンターを配置備し、現地活動時の体制整備を図った。今後も緊急時、迅速な対応ができるよう、人材育成や資機材の確保を行う必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>(人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CRT ・引き続き基礎研修会、フォローアップ研修会を開催し、緊急時に対応できる人材育成を行う。 ・DPAT ・本県被災時のDPAT調整本部機能の強化のための訓練を行う。 ・DPAT協力医療機関の増加にむけて依頼を行う。
<p>ii 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>(生活困窮者自立相談支援、新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業は、必須事業として取り組む必要があることから各福祉事務所設置自治体は本事業の実施体制の整備に努めてきたところであり、新規相談受付件数の割合(本県45.1件/月)は、厚生労働省の定める目標値(16.0件/月)を上回った。 ・しかし、自立相談支援事業とともに実施することが努力義務とされている任意事業の就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施自治体は少ない。(就労準備支援事業:46.7%、家計改善支援事業:53.3%) ・また、貧困の連鎖を断つために重要となる子どもの学習・生活支援事業についても利用者の増加を図る必要がある。 <p>(生活保護受給者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労可能な被保護者に対しては、生活保護開始直後から、本人の意向、学歴、職歴、就労能力及び地域の求人状況等を勘案した上で、ハローワークとの連携や就労支援員により就労支援を集中的に行ったものの、本人の就労意欲の減退及び求人とのミスマッチ、病気の再発などが理由で就職に繋がらなかったケースもあった。 <p>(医療扶助の適正な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費のうち医療扶助費の占める割合が5割以上を占めている状況であり、医療扶助の適正実施が求められている。また、診療報酬明細書については、適正な医療費の算定を行う必要がある。 <p>(生活保護費の支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月の生活保護受給世帯数は21,024世帯、生活保護人員は26,878人で、保護率は2.06%であった。前年同月と比較すると世帯数は320世帯の減、人員は658人の減員となった。本県は全国的に保護率が高いが、医療・福祉施設や就業機会の集中などを背景に都市部の保護率が高いことや、被保護世帯の多くを高年齢世帯、傷病・障害者世帯が占めており、自立が困難なことが要因となっている。 <p>(民生委員・児童委員活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員活動の範囲は子育て支援や、学校との連携、生活困窮者支援、災害時の避難行動要支援者に関することなどさらに広がりを見せているため、地域福祉に関わる法改正や新制度に関する講習など、社会状況の変化に対応できる取組に注力した。しかし、活動日数は目標を達成したものの、コロナ禍で相談支援等が難しくなったことから民生委員・児童委員の活動の十分な周知ができず、相談・支援件数は目標達成できなかった。 <p>(生活福祉資金貸付事業費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金の貸付にあたっては生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、相談者の経済状況や生活環境に応じて生活の立て直しのための継続的な相談支援を行った。また、特例措置として対象に追加された新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯に対しても迅速な貸付と必要な相談支援を行った。償還率の目標を達成できたことは、低所得者等の経済自立や生活意欲の助長促進に寄与していると思われる。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>(生活困窮者自立相談支援、新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の自立支援においては任意事業を併せて行うことが有効であることから、引き続き未実施の自治体に対して任意事業の積極的な実施を働きかける。 ・子どもの学習・生活支援事業については利用者のプライバシーに配慮しながら、積極的に事業のPRを行うと同時に、関係機関と連携しながら事業の推進を図る。 <p>(生活保護受給者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携や就労支援員による相談・助言、求職活動への支援・同行、個別求人開拓、定着支援を集中的に実施する。 <p>(医療扶助の適正な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助相談・指導員等による被保護者の頻回・重複受診等に対する受診指導を行うとともに、健康管理の側面から適正な医療受診を助言し、自立助長を推進する。 ・更に令和3年1月から実施している被保護者健康管理支援事業により、医療保険におけるデータヘルスを参考に福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。 ・また、診療報酬明細書については、審査・点検により過誤請求を是正し、適正な医療費の算定を行う。 <p>(生活保護費の支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適正な生活保護制度の運用を行う。 <p>(民生委員・児童委員活動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心配事・悩み事を抱えながら相談する相手がわからない、民生委員制度を知らないなど、支援が必要な方が民生委員・児童委員への相談へつながるよう、より一層、県・市町広報誌への掲載等、市町や民児協等と連携して制度を周知していくと共に、市町等と連携して目標達成に向けた取組を検討していく必要がある。 <p>(生活福祉資金貸付事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長引くコロナ禍の影響などにより、生活の立て直しが必要な方への相談支援に適切に対応する体制を引き続き整備するとともに、生活困窮者に対するセーフティーネット施策の一つとして、制度の積極的な周知・広報に努めていく。

iii	<p>行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進については、各関係機関の連携や包括的な相談体制の整備は進んできており、また各圏域でのゲートキーパー養成、若者向け普及啓発活動等、ネットワークづくりも特徴ある取組へと具体化してきている。令和元年度末までに各市町で自殺対策計画が策定されたが、計画が始まったばかりであり、市町により人材育成等の施策の実施に差がある。また、新型コロナウイルス感染拡大により、計画していた事業を中止せざるを得ない状況となったことから、結果的に県の目標値の未達成につながっている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 引き続き関係機関が連携した事業の実施や相談対応の手引き集等を活用した研修、連絡会議等を通じて、相談支援技術の強化及び関係機関の連携体制の強化を推進していく。市町の自殺対策計画に基づいた施策が実施できるよう、県で支援を行う。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国的に自殺者が増加傾向にあることから、県民が相談しやすいよう関係機関との連携や相談体制の強化を図る。</p>
iv	<p>関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 依存症に関する相談は増加傾向にあるが、県民が依存症が病気であるという認識が十分でないことや本人が病識をもちにくく、相談等につながりにくいことを考えると、専門的な相談対応が行える体制の強化と相談窓口の周知が必要である。また、未成年等若い世代からの予防対策と併せて啓発活動を行う必要がある。 依存症の専門医療機関として、4医療機関及び治療拠点機関として1医療機関選定を行ったが、さらに身近で受診できる体制が必要であることから医療提供体制を整備していく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 ・普及啓発等の強化 県民向けの講演会を開催する。インターネット検索連動公告の活用した相談窓口案内を行う。若年層や新社会人を対象とした講話、リーフレットの配布。 ・依存症医療提供体制の整備に向けた医療従事者向けの研修会を開催し、依存症専門医療機関等の選定を行う。 ・アンケート調査結果を基に、効果的な予防教育や啓発等対策への活用について検討</p>
v	<p>ひきこもりを対象とした、8050問題も含めた相談支援体制の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 【指定難病対策費】 ・県民サービスの向上と職員の業務負担軽減、業務の標準化や質の向上のため、庁内業務のデジタル改革推進の取組と合わせた、県民の申請手続の利便性向上と更なる事務の効率化に取り組む必要がある。 ・保健所が行う療養支援のほか、災害時の避難支援や感染症対策などのリスク対策において必要な難病患者の療養状況などの基礎データの効率的な収集や効果的な活用に取り組む必要がある。 【難病特別対策推進事業】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、難病相談・支援センターにおける相談件数や施設利用者数が減少しており、メールやWeb会議サービスを活用した相談方法の充実、感染症対策を徹底した上でのイベント実施やリモート会議対応の環境整備による施設利用の拡大を図る必要がある。 ・在宅療養の患者や就労希望の相談者には、継続的な支援が必要なことから、保健所や地域の支援者と連携した取組を充実させていく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 【指定難病対策費】 ・申請のオンライン化やチャットボットによる24時間の問合せ対応、相談窓口予約など、デジタル技術の活用を検討する。 ・保健所と連携し、申請や相談対応などの機会を捉えて難病患者の情報収集を行い、難病システムによる効率的なデータ管理と業務への効果的な活用を検討する。 【難病特別対策推進事業】 ・コロナ禍における難病患者の継続的な支援体制づくりとして、メールやWeb会議サービスを活用した遠隔相談などの相談対応の手法の充実や、リモート会議対応の環境整備による患者会等の施設利用の拡大を図る。 ・保健所や在宅療養の支援者など、関係機関や関係者との情報収集や情報交換など、連携の機会を増やし、難病患者や家族の問題解決の支援やアフターフォローを実施するためのネットワークづくりに取り組む。</p>

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	こころの緊急支援対策システム整備事業	—	⑥	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時、速やかに派遣できるような体制を整えておくため、引き続き人材育成やチーム資機材の整備が必要である。	現状維持
			H17-				
			障害福祉課				
	○	2	生活困窮者自立支援事業	担当課長会議の開催や、国の研修会の内容を踏まえた実践的な学びに特化した研修の開催などにより、相談対応従事者の資質向上と新規相談件数の増加、任意事業の取組推進を図る。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今後相談者数の増加が見込まれることから、国補正予算を活用し、人員増など体制強化を図る。子どもの学習・生活支援事業については対象者の拡大に向けて、関係機関との連携等、対象者への周知方法を工夫する。	②	自立相談支援事業(必須事業)は、本県全体の新規相談件数の割合が全国平均を上回った(令和元年度)。引き続き、制度全般について広報誌等を活用し一層の周知を図る。併せて、市町職員及び相談支援員等を対象とした研修会を実施し、相談内容に応じた的確な助言等を行えるようスキルの向上を図る。 自立相談支援事業と県内の社会福祉法人が実施する生計困難者レスキュー事業との連携体制の構築を図り、迅速かつ確実な支援の実施を図る。 任意事業の就労準備支援事業及び家計改善支援事業を引き続き実施し、生活困窮者に対する支援サービスを提供するとともに、利用者の拡大のため、広報誌等を活用し、より一層の周知を図る。 就労支援をより円滑に行うため、県内の就労訓練事業を行う。 子どもの学習・生活支援事業については、実施回数及び実施場所など実施方法を工夫しながら、効果的な支援を行う。	改善
			H27-				
福祉保健課							
被保護世帯自立推進事業			ハローワークとの連携により、支援対象者のうち、資格・職歴等が乏しく就業に不安を抱いている方に対して、就業への関心を高め自信が深まるよう、必要に応じて職場体験講習への参加などを促すようにしている。				
H17-							
福祉保健課							
取組項目 ii	4	生活保護措置費	—	—	引き続き、生活困窮者に対し生活保護法に基づいて必要な保護を実施し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を行う。	現状維持	
							S25-
							福祉保健課
	5	民生委員費	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談・支援等について、ニーズに対応できるよう県・市町の広報媒体の活用など、民生委員制度の周知・広報の強化を図る。 民生委員・児童委員の適正配置について、市町や各民生委員児童委員協議会とのヒアリング及び協議を行う。	②⑨	民生委員・児童委員制度について、地域住民の認知が低く、新たな相談・支援につながらないことが課題であり、県・市町や社会福祉協議会等の広報誌や新聞等での周知、地元行事への参加等によるPR活動の充実など、県や地区の民生委員児童委員協議会と連携し制度の周知広報に努める。 また、引き続き民生委員・児童委員の資質向上と活動の強化、県内各民生委員児童委員協議会への支援・協力活動を推進するとともに、民生委員・児童委員活動が地域住民の認知につながる方策を検討する。 また、令和4年の一斉改選に向け、民生委員・児童委員の受持ち世帯の平準化や参酌基準を踏まえた適正配置について、市町と継続して検討・協議していく。	改善	
S41-							
福祉保健課							

取組項目 ii	6	生活福祉資金貸付事業費	—	—	経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように、引き続き、生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、資金の貸付と必要な相談支援を行っていく。	現状維持
		S30-				
		福祉保健課				
取組項目 iii	8	自殺総合対策強化事業	R3新規	②⑤⑥	SNSを通して相談できるよう、SNS相談事業を実施する。「第4期自殺総合対策5カ年計画」を策定予定。計画に基づいた、各機関、団体等の自殺対策の進捗状況を確認しながら、総合的な自殺対策に取り組む。	改善
		H19-				
		障害福祉課				
取組項目 iv	9	依存症対策総合支援事業	疾患の理解、相談窓口の周知のための啓発活動の強化に取組む(県民向け講演会の開催、インターネット検索連動公告の活用、若年層や新社会人を対象とした講話、またはリーフレットの配布)。医療提供体制を整えていくため、依存症治療拠点機関・専門医療機関を中心とした診療ネットワーク会議や講演会等の開催により連携体制の構築を図る。	⑥	今後も保健・医療・福祉・民間団体等との連携を図り、令和2年度に実施した調査結果を踏まえて、本県の実情に応じた依存症対策の充実をより一層図る必要がある。また、依存症専門医療機関及び治療拠点機関を中心とした医療機関間の連携体制の構築など医療連携体制の整備を図る。	改善
		H30-				
		障害福祉課				
取組項目 v	10	指定難病対策費	・療養支援等を図るため、受給者証交付業務で運用している難病システムを見直し、難病患者の療養状況などの基礎データを効率的に収集し、施策に活用することのできるシステムを導入した。	②	・本事業は、難病患者に対する医療等に関する法律に則って行われており、難病患者の療養生活の質の向上、家族の負担軽減等に寄与するために、適切な事業運営を継続していく。 ・庁内業務のデジタル改革推進の取組と合わせて、デジタル窓口システム(チャットボットによる問合せ対応や相談窓口予約、電子申請、申請手続サポートなど)の導入を検討する。	改善
		H27-				
		国保・健康増進課				
取組項目 v	11	難病特別対策推進事業	・Web会議サービスを利用したりリモート会議へのシフトや遠隔相談対応のための職員のスキルアップや相談者の悩みを継続してフォローする体制づくりなどのセンター運営の見直し、感染症対策の徹底やリモート企画などのイベント実施の手法の検討、ホームページリニューアルによるメール相談の利便性向上など、コロナ禍における相談・支援体制づくりを行った。	②	・長崎、佐世保が中心となっている相談支援等を他の地域に広げていくとともに、相談者のアフターフォローなど、継続支援に欠かせない保健所や難病支援ネットワーク、障害者就業センター等の関係機関との連携強化に取り組む。 ・コロナ禍でのセンターの運営方法やイベントの実施形態の見直し等と併せて、センターの認知度向上や利用者のニーズを捉えた取組の強化を図ることで、より効果的な相談支援を行う。	改善
		H18-				
		国保・健康増進課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点